

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 ペルフルオロ（オクタン）— スルホン酸（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩</p> <p>十八 ペルフルオロ（オクタン）— スルホニルフルオリド（別名PFOSF）</p> <p>十九 ペンタクロロベンゼン</p> <p>二十 r—1・c—2・t—3・c—4・t—5・t—6へキサクロロシクロヘキサン（別名アルファクロヘキサン）</p> <p>二十一 r—1・t—2・c—3・t—4・c—5・t—6へキサクロロシクロヘキサン（別名ベータクロヘキサン）</p> <p>二十二 r—1・c—2・t—3・c—4・c—5・t—6へキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマクロヘキサン）</p> <p>二十三 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」<small>二十六 三九 四六</small>デカン五オン（別名クロルデコン）</p>	<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>（新設）</p>

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇十 (略)	(略)

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇十 (略)	(略)

<p>十三 ペンタブ ロモジフェニ ルエーテル</p>	<p>十二 テトラブ ロモジフェニ ルエーテル</p>	<p>十一 P F O S 又はその塩</p>
<p>二 塗料 一 接着剤</p>	<p>二 塗料 一 接着剤</p>	<p>一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 半導体（無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 研磨剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。） 十 印画紙</p>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
PFOS又はその塩	一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。) 二 半導体用のレジストの製造 三 業務用写真フィルムの製造

(新設)

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第三条の三 法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
-----------	----

(新設)

PFOS又はその塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム
-----------	--

（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品）

第五条 法第二十七条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

1・2 (略)

（技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置）

3 第三条の三の規定の適用については、当分の間、同条の表中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、「三 業務用写真フ

PFOS又はその塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム
-----------	--

（第一種特定化学物質が使用されている場合に容器等に表示をしなければならぬ製品）

第五条 法第二十八条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

1・2 (略)

（環境庁組織令の一部改正）  
 3 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

四 消火器、消火

イルム  
器用消火薬劑及び泡消火薬劑」とする。

(削る)

三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）による新規化学物質に係る試験の項目等の設定並びに措置命令及び勧告の要請に関すること。

（通商産業省組織令の一部改正）

4 通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中第十号の次に次の一号を加える。

十の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関すること。